# 障がい児通所施設向け基本用語 ~HUGご利用にあたって~



# 目次

P2 放課後等デイサービスとは

P3 児童発達支援とは

P4 保育所等訪問支援とは

## 【日々の実績・記録】

P6 サービス提供実績記録票 提供形態

P7 サービス提供実績記録票記載例

P10 サービス提供記録 送迎の記録

業務日報

P11 欠席の記録 出勤予定表・実績表

人員配置基準

## 【請求·加算関連】

P12 国保連(国民健康保険団体連合会) 取込送信V2·電子証明書

P13 各種加算 自治体助成

P14 上限管理 利用者負担額一覧表

P15 利用者負担上限額管理結果票

P16 障害児通所給付費・入所給付費等 請求書・明細書 保護者への請求書/領収書/代理 受領通知書

P17 返戻、過誤、月遅れ請求

## 【受給者証】

P19 受給者証とは 支給量と契約支給量の違い

P20 多子軽減対象区分と複数障がい 児の違い

## 【その他】

P21 未就学児等支援区分 営業時間・サービス提供時間の違い

P22 契約内容報告書 個別支援計画

P23 報酬改定について

P24 索引

【マニュアル内に出てくるアイコンの意味】

毎利用時 ……

… 利用者が利用する毎に 記録が必要なもの

毎加算取得時

…… 加算を取得する毎に 記録が必要なもの

毎営業時

…… 毎営業日に記録が 必要なもの

サイン

…… サインor印鑑が必要なもの

毎月

…… 毎月作成が必要なもの

必要に応じて

…… 必要に応じて作成が必要なもの

# 放課後等デイサービスとは

### サービスの概要

授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

### 対象

学校教育法第一条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障がい児。



### 簡単にまとめると・・・

主に、小学校・中学校・高校に<mark>就学している</mark>6歳~18歳までの障がいのあるお子様に、日常生活での動作の訓練や、集団生活への適正に向けた支援を行うこと。障がい児の学童と言われることもあります。

# 児童発達支援とは

### サービスの概要

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

## 対象

教育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、主に未就学の障がい児(具体的には次のような例)

- ①市町村等が行う乳幼児健診で療育の必要性があると認められた児童。
- ②保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。



#### 簡単にまとめると・・・

主に、未就学の障がい児に対して集団・個別療育を行うこと。(未就学の中には、<mark>高校に</mark> 進学しなかった・中退した児童も含まれます)

# 保育所等訪問支援 とは

### サービスの概要

保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応の為の専門的な支援、その他必要な支援を行う。

## 対象

保育所、その他の児童が集団生活を営む施設(※)に通う障がい児または乳児院その他の専門的な支援が必要と認められた障がい児。

※保育所、乳児院その他の児童が集団生活を営む施設とは、保育所、幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設、その他市町村が認めた施設をいう。



## 簡単にまとめると・・・

保育園や学校といった施設等に支援員が訪問をして、保護者や保育園や学校などの先生達と連携を取り、児童が楽しく集団生活を送れるように支援をするサービス。

また、保育所等訪問支援は放デイや児発と同じく、<mark>サービスの1つですので加算という扱いではありません</mark>。

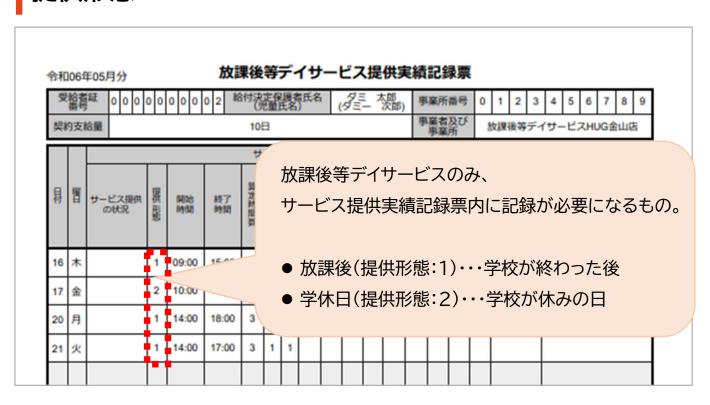
# 日々の実績・記録

# サービス提供実績記録票 毎利用時

療育を行った実績を記録し、保護者に確認して頂く書類のこと。

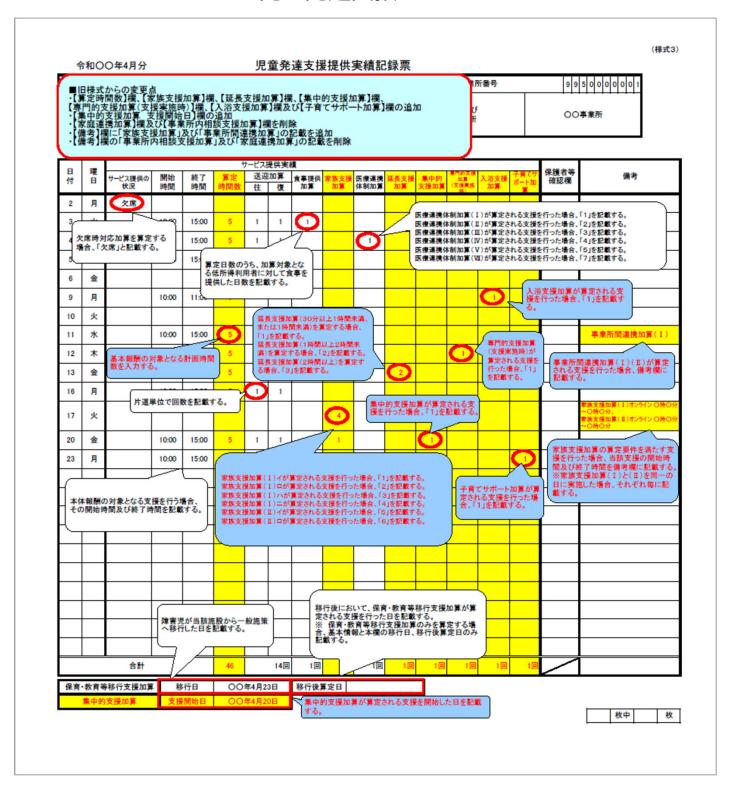
- 記録の様式は全国統一で決まっています。
- 利用者が利用した日付・曜日や、時間、送迎の有無などを記入します。
- 保護者には必ずサインや印鑑を頂く必要があります。 サイン・印鑑どちらをもらうのか、毎日もらう必要があるのか、ひと月に1回でいいの かなど自治体により細かいルールがありますので確認が必要です。
- 国保連への請求時にも使う書類です。
  - ※国保連の説明は【P12】へ

#### 提供形態



サイン

#### 児童発達支援



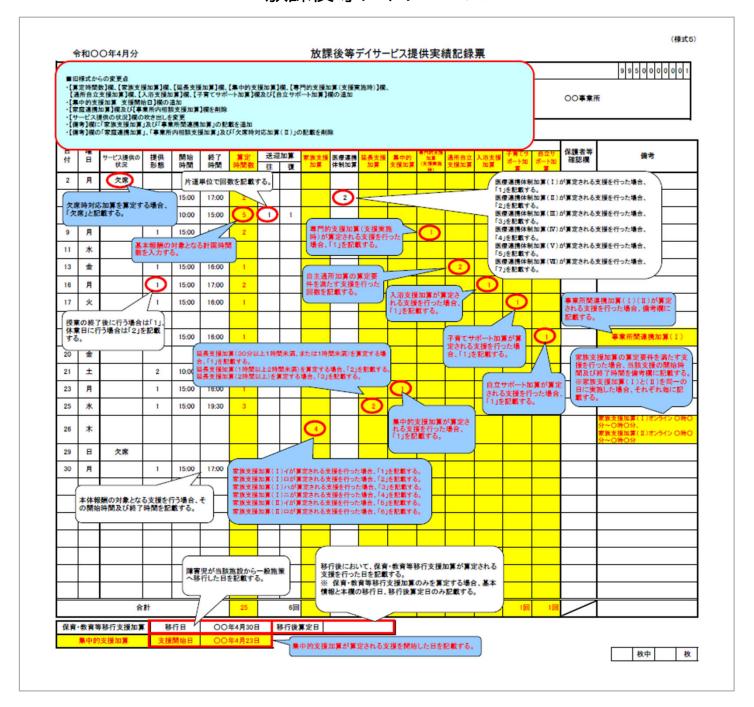
## 【参考リンク】



https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/0426008.pdf

サイン

#### 放課後等デイサービス



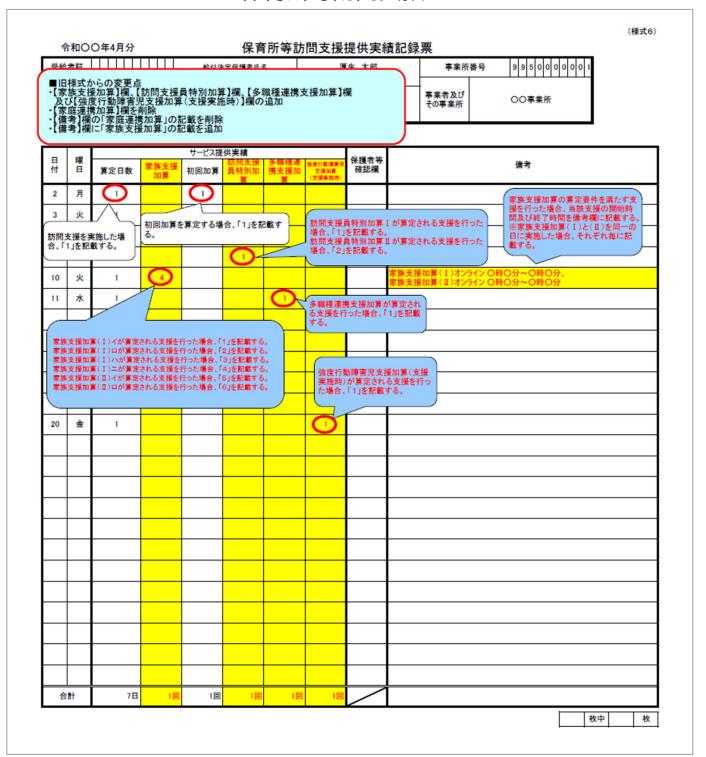
### 【参考リンク】



https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/0426008.pdf



#### 保育所等訪問支援



## 【参考リンク】



https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/0426008.pdf

# サービス提供記録

毎利用時

サイン

療育のプログラムや、療育中の児童の様子などを利用日毎に書き記す書類のこと。

行政が実地指導の際に、個別支援計画に沿った支援・療育が行われているかを判断する ために確認することも多いです。

※保護者への提示は必要ですが、サインや印鑑が必要かどうかは、自治体ごとにルール が異なります。

## 送迎の記録

毎利用時

日々の送迎の実績を記録に残していくことが必要です。 記録は<mark>送迎毎</mark>に必要です。

#### 【記入項目例】

- 送迎日時 対象児童 車両情報 送迎担当者
- 乗降チェックの記録 など

上記はあくまで記載例ですので、必要項目については自治体へご確認をお願いします。

## 業務日報

毎営業時

毎日の業務・活動内容や児童の様子を書き記しておく記録です。

実地指導の際にも見られることの多い記録なので、児童の出欠状況や、入退室の時間、 職員の勤務状況や出退勤の時間もいれておくと安心です。

職員間で共有する内容を記入する書類になるので、保護者への提示は不要です。

<mark>営業日は必ず毎日記録する</mark>必要があります。

## 欠席の記録

毎加算取得時

欠席時対応加算を算定する場合には、<mark>欠席の記録が毎回必ず必要</mark>になります。 電話等により相談援助を行った記録を残します。

#### 【記入項目例】

- 欠席の理由
- 当日のご本人の様子
- 次回の通所予定日
- 欠席の連絡があった日
- 誰が連絡をしてきたか
- 誰が電話を取ったか
- ※自治体により記録内容が異なる場合がありますので予め確認をお願いします。
- ※欠席時対応加算の要件などは【P13】の各種加算要件のリンクを参照ください。

# 出勤予定表·実績表

毎営業時

毎月

職員の出勤予定表と出勤実績表はどちらも残しておく必要があります。

予定はあくまで予定ですので、立てた予定に対し、実際の勤務時間はどうだったのかを 実績として残していく必要があります。

#### 人員配置基準

人員配置基準とは、放デイや児発などを運営していく中で最低限必要な人員についての 考え方になります。

※人員配置についての資料はHUG画面右上のヘルプボタンから入れる「お客様サポート」のページにございます。

下記のURL・QRコードからも資料の確認が出来ますのでご参照ください。

https://x.gd/m46mQ



※上記資料は国の基準に沿って作成をしています。

人員配置の考え方は自治体により異なりますので必ずご確認をお願いします。

# 請求·加算関連

# 国保連(国民健康保険団体連合会)

通称、「国保連」と言われる組織です。(※以下、 国保連 と表記します。)

自治体(国)に対して行う請求の中間役を担っています。請求データを提出するのも、自 治体(国)からのお金が振り込まれるのも、全て国保連を通して行われます。

事業所開所の手続きを終えると国保連から必要書類一式が送られてきます。

書類が届いたら、まずは「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」に必要項目を記載して国保連へ返送します。

そうすると「電子請求結果に関するお知らせ」という書類が返ってきますので、その書類 を元に「電子証明書」の発行・ダウンロードと「取込送信V2」のダウンロードを行います。

# 取込送信V2·電子証明書

- 取込送信V2・・・国保連へ請求するためのデータを電送するためのソフトのこと。開発 元も国保連です。
- 電子証明書・・・請求をするためのPCであることを証明するための証明書です。
   有効期限は3年で、料金は7,800円(税込)の支払いが必要になります。(2022.8.9 現在)支払いは国保連への初回請求時に差し引かれます。

上記2つの準備がないと国保連への請求が出来ませんので、あらかじめ準備が必要です。

※上記2つのダウンロードについては「HUGで請求業務をはじめる前に」というマニュアルに詳しく手順を記載しております。

下記のURL・QRコードからもマニュアルの確認が出来ますのでご参照ください。

https://onl.sc/McFyywm





# 各種加算·減算

運営をしていく中で、教室の体制により算定される加算・減算や児童の状態により算定できる加算など、様々な種類の加算や減算があります。

加算は、算定するために自治体へ届出が必要なものと、不要なものに分かれます。

#### 届出が必要な加算例

- 児童指導員等加配加算
- 福祉専門職員配置等加算
- 強度行動障害児支援加算
- 送迎加算
- 延長支援加算
- 専門的支援体制加算
- 福祉・介護職員処遇改善加算
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- ベースアップ等支援加算
- 食事提供加算
- 入浴支援加算
- 人工内耳装用児支援加算
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算・
- 訪問支援員特別加算
- 多職種連携支援加算
- 看護職員加配加算

#### 届出が不要な加算例

- 家族支援加算
- 関係機関連携加算
- 事業所間連携加算 (コア事業所の届出は必要)
- 欠席時対応加算 I
- 保育·教育等移行支援加算
- 通所自立支援加算
- 自立サポート加算
- 医療連携体制加算
- 集中的支援加算
- 子育てサポート加算
- ケアニーズ対応加算
- 個別サポート加算
- (Iは放デイのみ届出が必要)

※<u>各加算の要件</u>はHUG画面右上のヘルプから入れる「お客様サポート」内の「よくあるご質問」にまとめてありますのでご確認ください。

下記のURL・QRコードからも資料の確認が出来ますのでご参照ください。

https://onl.sc/3fR5jkF



## 自治体助成

自治体が助成を出し、保護者の負担額の一部または全額を負担すること。該当児童は受給者証に記載されている場合が多いですが、中には記載がないケースもあるため自治体にご確認いただくと安心です。

# 上限管理 毎月

上限管理とは、複数の事業所を利用している利用者がいた場合に、<mark>利用している全施設合わせて、一世帯あたりの上限月額に収まるように利用者へ請求する</mark>ため、事業所間の請求金額を調整することを言います。

※上限管理についての資料はHUG画面右上のヘルプボタンから入れる「お客様サポート」のページにございます。

下記のURL・QRコードからも資料の確認が出来ますのでご参照ください。

https://onl.sc/pKBgSez



# 利用者負担額一覧表

毎月

上限管理を行う際に必要な書類。

他施設で上限管理をしてもらう場合に、自施設の利用金額を知らせる為の書類です。 請求期間中、1日~3日までの間に、上限管理事業者にお送りするのが目安になっています。 ます。請求業務をスムーズに行うため3日までに送るのが暗黙のルールとなっています。

	& 供 先) 課後等デイサービス■■ 殿 記のとおり提供します。												引用者負担額一覧 指定事業所番号 住所 (所在地) 電話番号 名称						令和04年11月						
	令和	0	No.	3		年 0 8 月分			}																
項番			支給決定障害者等欄																						
Γ	市町村番号		2	3	2 1 3		3	2					総費用額		Τ	7	4	2	2	0		6	3	放課後等デイサー	
1	受給者	番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	利	用者負	担額	T	Г	4	6	0	0	提供 サービス	Г		
	氏名	氏名 テスト 花美(テスト 花子)								Г							Г								
	市町村番号				$\Box$			П					総費用		額	Г	Г						Г		
	受給者	番号											利	用者負	担額	Γ						提供サービス	Г		
	氏名																								
Γ	市町村	番号											9	総費用	額	Γ									
	受給者	番号											利	用者負	担額							提供 サービス			
	氏名										L														
Γ	市町村	番号											3	総費用	額										
	受給者	番号											利	用者負	担額							提供 サービス			
	氏名																								
Γ	市町村番号						1	総費用	額	L															
ı	受給者番号						利	用者負	担額							提供 サービス									
L	氏名												L												
_	市町村													総費用	1,607	П									

# 利用者負担上限額管理結果票

毎月

サイン

上限管理を行う際に必要な書類。

上限管理事業者は他施設から送られてきた利用者負担額一覧表を元に上限管理を行うが、その際の上限管理の結果を知らせるための書類です。

自施設が上限管理事業者の場合、請求業務をスムーズに行うために請求期間中<u>4日~6</u>日までの間に、利用者負担額一覧表を送ってきた施設へ送り返すのが暗黙のルールになっています。

また、上限管理事業者は上限管理結果票を国保連へ送信する必要がありますが、

保護者にも上限管理結果を提示しサインまたは印鑑をいただき保管する必要があります。

利用者負担上限額管理結果票 令和 0 4 年 0 9 月分 市町村番号 指定事業所番 号 5 6 2 7 受給者証番号 支給決定障害者等 柴田 カナオ 事業所及びその事業所 株式会社△△ 放課後等デイサ ビスあそび 業者 支給決定に係る障害児氏名 柴田 のりこ の名称 利用者負担上限月額 4 6 0 0 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。 項番 事業所番号 0123456789 0000000000 者負担額 放課後等デイサ ービスあそび 放課後等デイサービス■■ 事業所名称 集計·調整欄 2 0 0 0 0 総費用額 1 9 8 0 0 0 利用者負担額 管理結果後利用者負担額 利用 項番 事業所番号 合計 者負担 事業所名称 額集計·調整 総費用額 利用者負扣額 管理結果後利用者負担! 上記内容について確認しました。 令和 年 月 日 支給決定障害者等氏名

# 障害児通所給付費·入所給付費等 請求書·明細書

毎月

児童ごとに、利用されたサービスや各基本報酬・加算の単位・金額、上限管理の情報など、 請求に必要な情報が記載されています。

請求の際にもデータとして国保連へ送信するものになります。

# 保護者への請求書/領収書/代理受領通知書

毎月

サイン

#### 請求書

国保連へ請求を行った後、利用者負担額に実費分を足した請求書を発行し渡します。 基本的には渡すタイミングにルールはありませんが、国保連へ提出した請求データが確 定されるのがその翌月1日あたりなので、その後に請求書をお渡しすることをお勧めい たします。

#### 領収書

保護者に請求した料金をいただいたら領収書をお渡しします。

#### 代理受領通知書

国保連に請求した料金が国保連から入金されたら、保護者にその旨を通知する書類です。 国保連からの入金を確認後、保護者に渡します。

※請求書・領収書・代理受領通知書は、<mark>渡したことを証明するため控えを施設で保管する</mark> 必要があります。

施設控えに保護者からの印鑑等が必要かどうかは自治体により考えが異なりますので 確認をしてください。

# 返戻・過誤請求・月遅れ請求 必要に応じて

#### 返戻

請求データに誤りがあり、国保連または自治体から差し戻しされている状態。

請求データは通っていない為、次の請求期間などに再請求が必要です。

毎月1日頃までには前回の請求分の返戻があるかどうか、「返戻等一覧表」にて通知が来ます。

確認は「取込送信V2」または「電子請求受付システム」から確認ができます。

#### 過誤請求

一度通ってしまった請求データの取り下げ依頼(過誤申立)をして強制的に取り下げ、再 請求を行うこと。

過誤申立の方法や書式は自治体ごとに異なります。

また、過誤申立を行う先は児童の所属している自治体です。

複数人の過誤申立を行う際、<mark>児童ごとに自治体が異なる場合は、それぞれの自治体に過</mark>誤申立が必要なので、注意が必要です。

#### 月遅れ請求

受給者証が間に合わない等により、請求が出来なかった場合に、<mark>次回以降の請求期間に</mark> 請求処理をすること。

※再請求の流れは下記のURL・QRコードからも資料の確認が出来ますのでご参照ください。

https://x.gd/siX5A





# 受給者証

# 受給者証とは

受給者証は福祉サービスを利用するために市町村自治体から交付される証明書です。 療育手帳がなくても、受給者証があれば放デイ・児発などの福祉サービスを利用すること が出来ます。

受給者証には保護者と児童の住所、氏名、生年月日、サービスの種類、その支給量(日数や時間数)、などが記載されます。

※療育手帳は障がい名や程度を証明するために都道府県が発行しているものなので、別物です。

# 支給量と契約支給量の違い

#### 支給量

受給者証に記載されている該当児童が福祉サービスを使える全体の総日数のこと。サービスを複数使う場合はサービスごとに記載されています。

#### 契約支給量

自施設のサービスを利用する日数のこと。

保護者や相談支援員と相談の上決定します。

基本的には契約支給量内での療育を行うことになりますが、自治体が認める場合は総支給量内に収まることを前提に他施設間とのやり取りで日数の調整をすることも可能です。

# 多子軽減対象区分と複数障がい児の違い

多子軽減とは、きょうだいで利用している児童の内、第二子と第三子以降の児童につく助成。ただし、世帯収入により助成が付くかどうか決まるため、きょうだいで利用があるからといって必ずしも付くわけではありません。

対象児童は、<mark>必ず受給者証に「多子軽減対象児童」や「第二子(第三子以降)軽減対象」など記載があります</mark>。

- 第二子軽減・・・保護者が負担すべき1割の金額が半額になる
- 第三子以降軽減・・・保護者が負担すべき1割の金額が0円になる

似た言葉で「複数障がい児」「複数児童」と記載がある場合がありますが、これは単純にきょうだい児で児童福祉サービスを受けている児童が他にもいることを知らせるだけの文言ですので、多子軽減にはあたりません。

言葉は似ていますが意味が違い、請求金額にも関わるので注意が必要です。

# 医療的ケア児

よく「医ケア児」と呼ばれる児童のことです。

医療的ケア児とは心身の機能に障害があり、呼吸や栄養摂取、排泄などの際に、<mark>医療機器やケアを必要とする児童</mark>のことです。

該当児童はそれぞれに医療的ケアスコアを持っていて、スコアに応じて算定できる報酬が異なります。(医療的ケア児の報酬を算定するには体制の届出が必要です。)

#### 【医療判定スコア】

区分1…3点以上 区分2…16点以上 区分3…32点以上



# その他

# 未就学児等支援区分

#### 未就学児等支援区分

児童発達支援のみ、体制の届けを出す際に登録している区分。

区分1・・・主に小学校就学前の障がい児の割合が全体の70%以上の場合 区分2・・・その他

となります。

高校に進学していない、または中退した児童などは児発に通うことになるため、そういった児童の割合が多い事業所は区分2にあたる場合があります。

## 営業時間・サービス提供時間の違い

• 営業時間

事業所が開いている時間。

児童を受け入れしている時間でなくても、職員が出勤していて電話等が受けられる状態 の時間を指します。

• サービス提供時間

職員の人員を正しく配置し、児童を受け入れできる状態の時間を指します。



※どちらも開所時に<mark>自治体へ届け出ている</mark>はずなので、分からない場合は自治体に確認するようにお願いします。

## 契約内容報告書 必要に応じて

新しく児童を契約した際や契約が修了した際に、契約支給量や契約開始日、サービス提供開始日などを記載し、自治体に届け出るための書類です。

契約内容報告書には【新規】【変更】【終了】と3種類の区分があります。

新規・・・新しく児童と契約した際に提出する場合

変更・・・契約支給量に変更があった際に提出する場合

終了・・・児童と契約が終了した際に提出する場合

※自治体により、提出のタイミングや区分の考え方が異なる場合がありますので必ず確認をお願いします。

## 個別支援計画

必要に応じて

サイン

児童の状態や、家族や関係者・児童本人の要望等を元に、児発管が療育の方針を決め計画を立て、まとめた書類。

個別支援計画を立てるにはステップがあります。

- ① 児童や保護者から状態や要望を聞き取る(アセスメント)
- ② アセスメントを元に児発管が個別支援計画の原案をたてる
- ③ 児発管がたてた個別支援計画の原案を元に、施設内の指導員から意見を吸い上げる会議をする。(サービス担当者会議)
- ④ サービス担当者会議で出た意見や方針を元に、児発管が正式な個別支援計画をたてる

一般的にはこのような流れで個別支援計画を作成します。

また、個別支援計画には有効期限があり、<mark>最長6ヶ月</mark>となっています。<mark>有効期限が切れる前</mark>に、保護者・児童と振り返り(モニタリング)をし、新しい個別支援計画の作成が必要になります。



# 報酬改定について

令和6年度より、報酬改定が行われ色々なルールが変更されています。

以下リンクに報酬改定の概要やQ&Aなどを記載させて頂いております。 ご確認ください。

https://x.gd/tcBxY

※内容の詳細については弊社では回答しかねる為、各指定権者(障がい福祉課等) にご確認頂くようお願いします。

# 索引

あ行         アセスメント・・・・・・・ P22         医療的ケア児・・・・・・ P20         営業時間・・・・・・・ P21	上限管理・・・・・・・P14 人員配置基準・・・・・・P11 請求書(利用者宛)・・・・P16 送迎の記録・・・・・・・P10
か行 過誤請求・・・・・・・・・・ P17 加算・・・・・・・・ P13 業務日報・・・・・・・ P10 契約支給量・・・・・・ P19 契約内容報告書・・・・・ P22 欠席の記録・・・・・・ P11	代理受領通知書・・・・・・P16 多子軽減・・・・・・・・P20 月遅れ請求・・・・・・・P17 提供形態・・・・・・・P6 電子証明書・・・・・・・P12 取込送信V2・・・・・・・P12
国保連・・・・・・・P12 個別支援計画・・・・・P22 <b>さ行</b> サービス担当者会議・・・・P22 サービス提供記録・・・・P10 サービス提供問間・・・・P21 サービス提供実績記録表・・P6	複数障害児/複数児童・・・・P20 返戻・・・・・・・・P17 保育所等訪問支援・・・・・P4 放課後等デイサービス・・・・P2 報酬改定・・・・・・・P23
支給量・・・・・・・P19         自治体助成・・・・・・P13         児童発達支援・・・・・・P3         受給者証・・・・・・P19         出勤実績表・・・・・・P11         出勤予定表・・・・・・P11	未就学児等支援区分・・・・・P21 明細書(利用者宛)・・・・・P14 モニタリング・・・・・・P22 <b>ら行</b> 利用者負担額一覧表・・・・P14 利用者負担上限額管理結果・・P15
障害児通所給付費 入所給付 費等請求書・明細書・・・・P16	領収書(利用者宛)・・・・P16





本件に関するお問い合わせ先:株式会社ネットアーツ

TEL: 052-990-0322 E-mail: hug-support@netartz.com 本資料の転載・無断複製を禁じます © Netartz. All rights reserved.